



船橋市プレーパーク支援事業補助金等 利用の手引き



令和8年度
船橋市地域子育て部
地域子育て支援課

プレーパークは、すべての児童が自由に遊ぶことを保障する場所であり、児童は遊ぶことで自ら育つという認識のもと、児童と地域とともにつくり続けていく屋外の遊び場です。

船橋市では、家庭や学校等のほか新たな居場所や遊び場としてプレーパークを支援するとともに、プレーパークを実施する団体の活動に要する経費の一部やプレイワーカー研修に係る費用を補助します。

用語解説

「プレーパーク」とは

児童が自主的に工夫をして遊びを作り出す等自発的に自由な遊びを実現するための活動の場であって、誰もが広く公平に参加できるもの。

「プレイワーカー」とは

児童の心身の発達、遊び、プレーパークにおける安全性の確保その他プレーパークの運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者。(※)

※一般社団法人千葉県冒険遊び場ネットワークなどが開催するプレイワーカー養成に関する研修を修了し、認証を得た者。

◆ プレーパーク支援事業費補助について

① 補助対象団体

以下の要件をすべて満たす団体である必要があります。

- (1) 船橋市プレーパーク支援事業補助金交付要綱の目的を遂行することができるとともに、継続してプレーパークを開催する意向があること。
- (2) プレーパークの開催に当たり、補助金申請年度において、船橋市又船橋市教育委員会における後援承認がなされていること。
- (3) 3名以上で構成され、市内に活動拠点があること。

② 補助対象事業(補助対象となるプレーパーク)

以下の要件すべてを満たす必要があります。

- (1) 原則として、当該年度において6回以上開催すること。
(年度内において1団体が補助を受けられるプレーパークの回数は6回を限度)
- (2) 原則として、1回当たり20人以上の参加及び4時間以上開催すること。
- (3) プレイワーカーを配置すること。
- (4) 営利を目的としないこと。
- (5) 市内都市公園又は船橋市青少年キャンプ場で開催することとし、開催に当たっては、施設管理者へ届出等を行うこと。
- (6) 開催場所の施設管理者による条件等を遵守すること。
- (7) 補助金の交付の対象となる経費について、国、県、市その他の団体による交付等を受けていないこと。

③ 補助対象経費

補助対象経費は、以下の表のとおりです。

その他補助金等を受けた場合は、補助対象経費からその他補助金等を控除した額が補助対象経費となります。

補助対象経費	主な内訳
プレイワーカー人件費	プレイワーカーの配置に要する費用
運営人件費(※1)	プレイワーカーを除く運営に必要な者の配置に要する費用
保険料(※2)	・ 参加者、運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う災害保険、損害保険等の保険料 ・ 事業で使用する施設、器材等の賠償責任の保証を行う保険料
検査料	運営スタッフの検便等の検査費用
消耗品費(※3)	文具類、材料費等の購入に係る費用
印刷製本費	チラシ、パンフレット及び資料の印刷代
燃料費	薪及び木炭等の購入及び灯油等に係る費用
医薬材料費	医薬品の購入に係る費用

※1:単価は前年度3月31日時点の船橋市会計年度任用職員単価(一般事務 C)が基準となり、申請時にお伝えします(例:令和8年度申請の場合は令和7年3月31日時点)。

【単価×実働時間】を補助対象経費に計上することができます。

※2:保険料算出における主な考え方は以下の通りです。

- ・ 補助対象プレーパークと同時に別事業を開催する際に、同一の保険で対応する場合(1日保険)
→ プレーパーク開催時間 / (プレーパーク開催時間 + 別事業開催時間) × 保険料
- ・ 年単位での加入で下記の場合
補助対象プレーパークのみに適用される保険
→ 実施回数 / 12 か月 × 保険料
補助対象外プレーパークや別事業にも適用される保険
→ 補助対象プレーパーク開催回数 / 補助対象外事業含むすべての事業開催回数 × 保険料

※3:原則として補助対象のプレーパークで使い切りが可能なもの。

④ 補助率・補助上限金額

1回のプレーパークの開催経費に対する補助上限金額は、50,000 円です。

各項目の補助率と補助上限金額は、以下の表のとおりです。

項目	算定基準
プレイワーカー一人件費	【補助率】1回のプレーパークにおける支出額の1/2 【補助上限額】1回のプレーパークで1人のプレイワーカーに補助できる上限金額は、10,000 円
運営人件費	【補助率】1回のプレーパークにおける支出額の1/2 【単価】前年度3月31日時点の船橋市会計年度任用職員単価(一般事務 C) 【算定方法】単価×実働時間
その他の経費	【補助率】補助対象経費に該当する費用に要した経費の1/2

⑤ 交付申請について

- ・年度における申請は、1団体につき1回までとなります。
- ・1回の申請で補助できるプレーパークは、6回分までとなります。
- ・本補助は、事業完了前の概算払いと事業完了後の確定払いが選択できます。
詳細は地域子育て支援課にご相談ください。
- ・下記の書類を準備、作成し提出してください。

- (1) 船橋市プレーパーク支援事業補助金交付申請書(市指定 第1号様式)
 - (2) 事業計画書(任意様式可)
 - (3) 収支予算書(任意様式可)
 - (4) 団体の概要書及び構成員名簿(任意様式可)
 - (5) 船橋市又は船橋市教育委員会の後援等承認通知書
 - (6) 相手方申請書(市指定 申請初年度もしくは補助金振込先口座が変更になった場合に提出)
- ※(2)～(4)については、参考書式を用意しています。

⑥ 交付決定及び支払いについて

交付申請後、地域子育て支援課にて審査し交付決定通知書をお送りします。

交付決定前の消耗品等の購入・支払いや事業開始は補助対象外となるためご注意ください。

なお、概算払いを希望する場合は、船橋市プレーパーク支援事業補助金概算払請求書(市指定第7号様式)を提出してください。

⑦ 実績報告について

事業完了後速やかに下記書類を地域子育て支援課に提出してください。

(1) 事業報告書(任意様式可)

(2) 収支決算書(任意様式可)

(3) プレーパークに参加したプレイワーカーについて、プレイワーカー研修を受講したこと又はこれと同等の知識を有することを証する書類

(4) 領収書等の写し

(5) 事業の実施状況を撮影した写真

※(2)については、参考書式を用意しています。

◆ プレイワーカー研修費助成事業補助について

① 補助対象者(申請できる方)

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 船橋市民であること。
- (2) プレイワーカー研修の修了日が、補助金の申請日の属する年度内かつ申請日以前であること。
- (3) 市内に活動拠点があるプレーパークを実施する団体の構成員名簿に登録がされている、もしくは登録の見込みがあること。
- (4) 船橋市税の滞納がないこと。
- (5) 国、県、市その他の団体による助成を受けていないこと。

② 補助対象経費及び補助率・補助上限金額

補助対象経費は、プレイワーカーを養成するための実地等の研修に係る費用です。

千葉県では、一般社団法人千葉県冒険遊び場ネットワークが開催するプレイワーカー研修が該当します。

また、補助率及び補助上限額は以下の表のとおりです。

項目	算定基準
プレイワーカー研修費	【補助率】プレイワーカー研修 1 人分につき1/2 【補助上限額】プレイワーカー研修 1 人に補助できる上限金額は、6,250円

③ 交付申請について

- ・本補助は、研修修了後の確定払いのみとなります。
- ・下記の書類を準備、作成し提出してください。

- (1) 船橋市プレイワーカー研修費用助成事業補助金交付申請書(兼申立書及び個人情報の利用に係る同意書(市指定 第1号様式))
- (2) プレイワーカー研修を修了したことがわかる書類の写し
- (3) プレイワーカー研修に係る受講料の領収書の写し(クレジットカードでの支払いの場合は、その証明ができるもの)
- (4) 相手方申請書(市指定 申請初年度もしくは補助金振込先口座が変更になった場合に提出)

④ 交付決定及び支払いについて

交付申請後、地域子育て支援課にて審査し交付決定通知書をお送りします。
通知に合わせ、支払時期等についてもご連絡します。

◆ その他

① プレーパーク活動の周知について

本補助金を活用される団体については、市の広報、ホームページや児童ホーム、子育て支援センターなどでプレーパーク活動の周知にご協力いたしますので、ご相談ください。

② 問い合わせについて

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 船橋市地域子育て部地域子育て支援課

電話 047-436-2956

メール jidoikusei@city.funabashi.lg.jp

市ホームページ

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/support/012/p145559.html>

